

設計業務受託者の皆様へ

設計業務の照査の徹底をお願いします。

設計業務の照査については、平成 16 年 3 月 29 日付建指第 224-1 号「設計業務照査要領の制定について」に基づき、実施していただいているところです。

しかしながら、平成 23 年 11 月 7 日に内閣に提出された会計検査院の平成 22 年度決算検査報告において、本県の道路工事の設計の不適切が指摘されました。

原因は、設計業務における照査が不十分であったことと考えられるため、このような事態を再度招くことがないように設計業務における照査の徹底をお願いします。